

未定稿

(仮称) 久留米市こども計画 (素案)

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

令和5年4月1日、こども基本法が施行され、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。

本市においても、少子化が進む中、誰もが安心して子育てができ、全てのこども・若者が夢や希望をもって健やかに成長することができる環境の整備を進めていく必要があります。

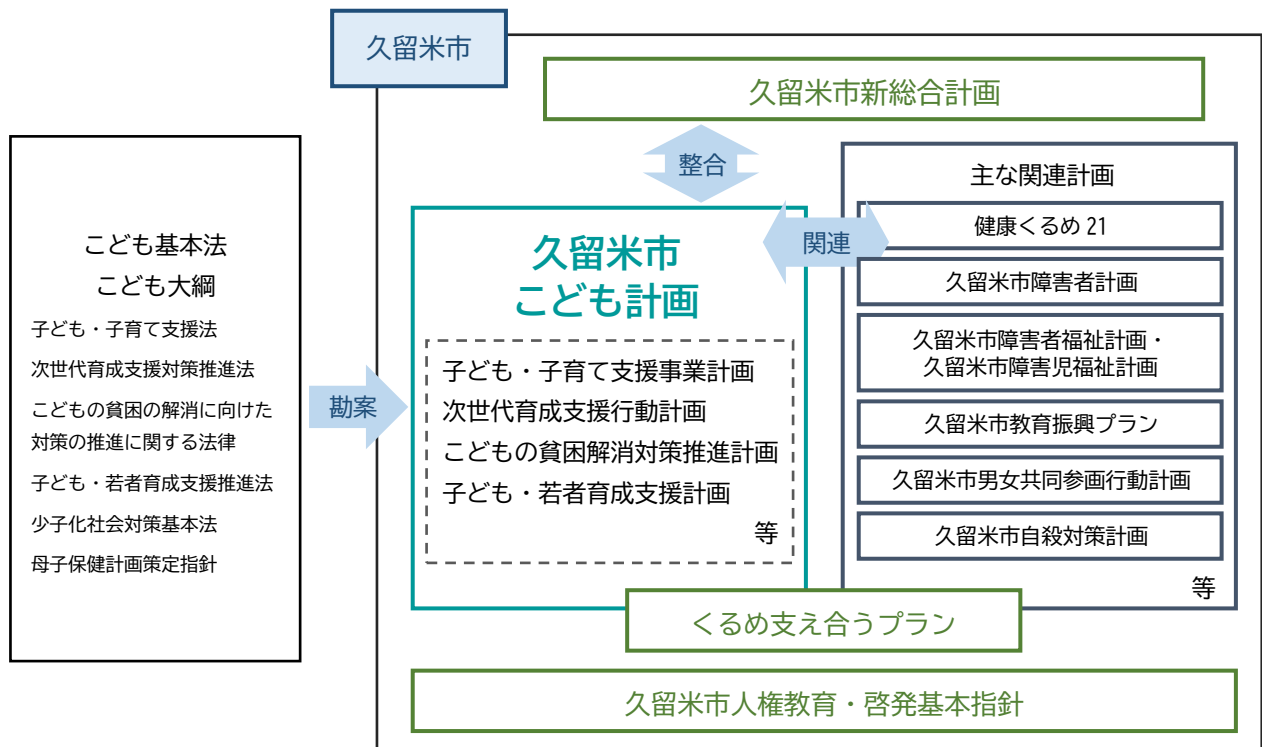
こうした状況を踏まえ、こども施策・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するため、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、久留米市の総合計画に即したこども・若者・子育て分野の基本的な計画として策定し、関連計画との整合・連携を図りながら推進します。

なお、こども基本法に基づく「久留米市こども計画」として位置付けるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「久留米市子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画などを含むものとします。

<計画の位置づけ>



3 計画期間

この計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としています。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度以降
本計画					次期計画
中間見直し（適宜）			次期計画策定		

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本視点

(1) 基本理念

子ども・若者や子育てを地域社会全体で支援し、安心して子どもを生み育てられる環境をつくり、すべての子ども・若者が夢や希望をもって幸せな状態で成長できる、子どもの笑顔があふれるまちを目指します。

基本理念

子どもの笑顔があふれるまちづくり

(2) 基本視点

基本理念を具現化するため、計画の策定・推進にあたっては、子ども大綱や福岡県子ども計画を踏まえ、次の6つを基本視点とします。

①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図り、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の結婚や子育ての希望がかなえられるようにする

⑥子どもや若者、子育て当事者が夢や希望を持つことができるよう、子ども・若者、子育てをみんなで支える

2 基本目標

基本理念を実現するために、基本視点に基づき、以下の5つの基本目標を柱として具体的な施策を推進します。

①子ども・若者の権利を保障する

子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現を行うことができる、生まれながらに権利の主体です。多様な人格を持った個人として尊重し、将来にわたり最善の利益を図ることができるよう社会全体で後押しをします。

②全ての子ども・若者が夢や希望をもって成長できる

子どもや若者が、生まれ育った環境の違いにより、自らの人生の選択肢が極端に狭まることは望ましくありません。子ども・若者の状況に応じて必要な支援を受けることができ、自分らしく幸せな状態で社会生活を送れるよう、切れ目なく支えます。

③安心して生み育てられる

子どもの健やかな成長のためには、安心して子どもを生み、育てられる環境が必要です。共働き家庭等の増加による保育・子育て支援ニーズの多様化、子育て家庭の状況に応じた不安や悩みなどに対応できる施策の更なる充実を図ります。

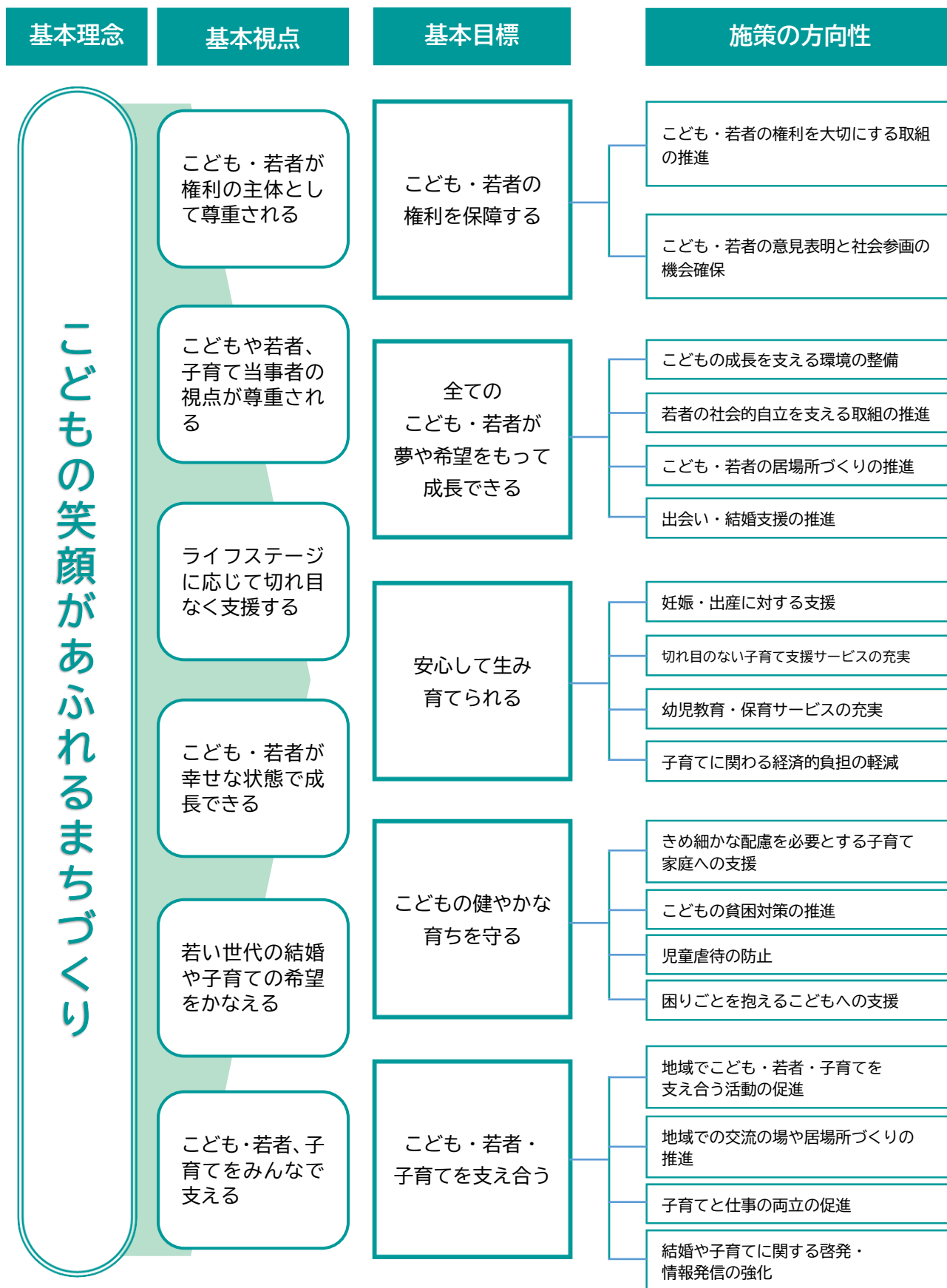
④子どもの健やかな育ちを守る

子どもの健やかな育ちを保障するためには、すべての子どもが夢や希望をもって成長できる環境が必要です。子どもの育ちに困りごとを抱える家庭へのきめ細かな支援や子どもの育ちを地域で見守る社会づくりを行います。

⑤子ども・若者・子育てを支え合う

子育てや子ども・若者の成長は家庭だけで完結するものではなく、地域とのつながりや社会全体の支援が必要です。地域で支え合える環境や多様な主体の協働による支援の中で妊娠・出産・子育てができる、子ども・若者や子育て家庭が孤立しない地域づくりを行います。

3 施策の体系



4 基本目標に対する成果指標等

基本目標全体の達成度を測るため「成果指標」を設定するとともに、施策の進捗状況を客観的に確認するため「取組や現状を把握する指標」を設定します。

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値 令和11年度
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 (全国平均との比較)	小学6年生▲6.4% 中学2年生▲0.6% (令和5年度)	全国平均以上
困っていることや悩みごとを相談できる人がいる こどもの割合	93.9% (令和6年度)	96.0%
子育てしやすいまちと思う人の割合	72.2% (令和5年度)	80.0%
ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと 思う人の割合	58.9% (令和5年度)	80.0%

(2) 取組や現状を把握する指標

取組指標	現状値	関係する基本目標
こどもの権利に関する啓発講座等の実施回数	●回(調査中)	1
婚姻件数	1,303件 (令和4年)	2
合計特殊出生率	1.35 (令和5年)	2,3
地域でのこども・若者の居場所の設置校区数	18校区 (令和6年度)	2,5
乳幼児健診における「この地域で子育てをしたい」と 思う親の割合	97.3% (令和5年度)	3
こどものいる生活困難世帯の割合	19.4% (令和6年度)	4
生活保護世帯に属するこどもの進学率(高等学校等・ 大学等)	高等学校等 95.3% 大学等 45.8%	4
ひとり親の正規雇用の割合	母子世帯 51.3% 父子世帯 72.9%	4
世話をしている家族がいるこどもの割合	小6 7.8% 中2 6.3% 高2 4.2%	4
こども・若者の自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺死亡者数)	20歳未満 5.8 20~30歳代 18.3 (平成29年~令和3年平均)	4
地域での子育て中の人の居場所の設置校区数	31校区 (令和6年度)	5

5 SDGsとの関係

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指し、17のゴールで構成される「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「こどもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向け施策・事業を進めていくにあたり、欠かせない視点です。

本計画においても、SDGsの視点を踏まえて、各施策に取り組んでいきます。

第3章 施策の内容

基本目標1 「こども・若者の権利を保障する」

■施策の方向性

(1) こども・若者の権利を大切にす取組の推進

こども・若者を個人として尊重し、その権利を保障し、今とこれからの最善の利益を図るためにも、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会で後押しすることが大切です。こども・若者の当事者から意見を聞きながら施策を進めるとともに、周りの大人も、そのことを認識して取り組むよう、啓発に努めます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
「こどもの権利」に関する周知啓発	こどもが権利の主体であることの理解を促進するため、当事者であるこども自身のみならず、周りの大人も含めて、広く周知啓発する。 パネル展や人権作品の取組等により、こどもの人権について考え、人権を尊重する行動につなげる機会を提供する。	子ども政策課 人権啓発センター
子どもの権利等啓発事業	こどもが権利を学び、自ら相談する力の育成を図ることを目的に、小学校や保育所でこどもワークショップを実施する。また、SOSを受け止める教職員及び保育士並びに保護者等に対して研修を実施することで、こどもの権利意識の向上と児童虐待の未然防止・重篤化防止を図る。	家庭子ども相談課
子どものSOSの出し方教育	市立中高等学校の児童生徒に対して、自己肯定感を高め、将来にわたり危機に陥った時にSOSが出せるようになるためにSOSの出し方教育を実施する。 市立小中高等学校の教職員に対して、自殺対策の意識を高め、生徒から出されたSOSを受け止め、適切な支援につなげられるようになるためのSOSの出し方教育を実施する。	保健予防課

(2) こども・若者の意見表明と社会参画の機会確保

こども・若者の意見表明や社会参画の機会を確保することは、当事者のニーズを的確に捉えることによる施策の実効性や自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。こども・若者とともに社会をつくるという認識のもと、安心して意見を述べることができる場や社会づくりに参画できる機会を確保していきます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こども・若者を対象としたワークショップ	こども・若者の意見をこども計画や施策に反映させるため、ワークショップを実施する。実施にあたっては、わかりやすい工夫するとともに、フィードバックを行う。	子ども政策課
こども・若者の意見表明の機会づくり	当事者であるこども・若者自身が、広く意見を表明することができるよう、様々な媒体や方法を活用して実施する。	子ども政策課等
こども・若者の社会参画の推進	こども・若者が関わる施策について、こども・若者が、会議の委員等になり、意思決定のプロセスに参画できるよう検討を進める。	子ども政策課等

基本目標2 「すべての子ども・若者が夢や希望をもって成長できる」

■施策の方向性

(1) こどもの成長を支える環境の整備

こどもが安全・安心が確保された場で、様々な体験の機会を得ながら、自己肯定感を高めることができる環境を整えるとともに、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支援していきます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供する。また、施設及び支援員の確保の取組を進め、全校区での高学年児童の受入や途中入所ができる体制を整備する。	子ども政策課
「こどもの権利」に関する周知啓発（再掲）	こどもが権利の主体であることの理解を促進するため、当事者であるこども自身のみならず、周りの大人も含めて、広く周知啓発する。 パネル展や人権作品の取組等により、こどもの人権について考え、人権を尊重する行動につなげる機会を提供する。	子ども政策課 人権啓発センター
こどもが相談できる窓口等	こどもの困りごと・悩みへ対応するため、18歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいいん」（電話・電子メール）などを設けて、こども自身が利用できる相談先を周知し、相談支援を行う。	こども子育てサポートセンター
思春期保健対策事業	思春期の児童生徒や保護者に対して、性に関する正しい知識の習得や適切な行動変容を促すため、関係機関と連携を図り、出前講座の質の維持・向上に努め、教育機関での拡大を図る。	こども子育てサポートセンター
子どものSOSの出し方教育（再掲）	市立中等高等学校の児童生徒に対して、自己肯定感を高め、将来にわたり危機に陥った時にSOSが出せるようになるためにSOSの出し方教育を実施する。 市立小中高等学校の教職員に対して、自殺対策の意識を高め、生徒から出されたSOSを受け止め、適切な支援につなげられるようになるためのSOSの出し方教育を実施する。	保健予防課
子どもの文化芸術体験機会創出	こどもの豊かな感性や創造性を育むため、経済的な状況や様々な家庭環境に関わらず、早い時期から、こどもが本物の文化芸術に触れ、創造的体験ができるように、芸術家や地域の文化芸術団体等と連携しながら、機会や場の提供に取り組んでいく。	文化振興課 久留米シティプラザ事業制作課 田主丸総合支所文化スポーツ課 城島総合支所文化スポーツ課
体験活動推進事業	少年の翼、アドベンチャーキャンプ、わくわく遊友体験などの体験活動事業を通じ、団体生活の楽しさや友情の深まりなどを体験する場を創出し、こどもの自主性・協調性・創造性を育む。	生涯学習推進課

(2) 若者の社会的自立を支える取組の推進

若者が自らの適性等を理解したうえで、就職や進学などのライフイベントの選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組を進めるとともに、悩みや不安を抱える若者に対する相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こどもが相談できる窓口等 (再掲)	こどもの困りごと・悩みへ対応するため、18歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいん」(電話・電子メール)などを設けて、こども自身が利用できる相談先を周知し、相談支援を行う。	こども子育てサポートセンター
プレコンセプションケア	若い男女が、将来、妊娠を希望する場合に、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やすことができるよう、出前講座やホームページを通して、プレコンセプションケアの周知啓発を図る。	こども子育てサポートセンター
若者相談支援事業	概ね中学校卒業後から39歳までの悩みや不安を抱える若者に対し、支援機関・団体などと連携して相談支援を行う。若者の居場所づくりと連携し、居場所に集う若者の悩みを相談へ繋げる仕組みづくりに取り組む。	青少年育成課
市民活動・絆づくり推進事業費補助金(学生・若者活動活性化事業枠)	学生または若者が主体となった市民活動を支援する事業。一般の事業よりも採択要件を緩和し、市民活動に取り組む機会を促進する。	協働推進課
若者の犯罪加担防止を図る啓発事業	大学等の教育機関と連携し、「闇バイトの危険性」を周知啓発する。また、小中高生に対しては、既存の取組みと組み合わせながら、若者の犯罪加担防止を図る	安全安心推進課

(3) こども・若者の居場所づくりの推進

こども・若者が将来にわたって幸せな状態で成長するためには、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、自己肯定感や自己有用感を高めることが重要です。こども・若者の主体性を大切にしながら、地域でのこども・若者の居場所づくりなどに取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こども食堂事業	食事の提供だけでなく、こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所として実施されるこども食堂に対し、その運営や施設整備に係る費用の補助を行う。様々なこどもたちが利用できる場所となることを目指し、実施校区の拡大を図る。	子ども政策課
学童保育事業（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供する。また、施設及び支援員の確保の取組を進め、全校区での高学年児童の受入や途中入所ができる体制を整備する。	子ども政策課
こどもの居場所づくり	こども食堂以外にも、こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所が必要であることから、様々な形態・手法による居場所づくりの検討を進める。	子ども政策課等
若者の居場所づくり	居場所づくりコーディネーターを配置し、居場所の実態やニーズ等の把握、運営の担い手の発掘・養成を行うとともに、同じような悩みや困難を抱える若者同士の交流の場づくりや仲間づくりのサポートを行う。	青少年育成課

(4) 出会い・結婚支援の推進

若い世代がライフイベントの重なる時期において、社会の中で自らを活かす場をもつことができ、将来の見通しを持てるようにすることは重要です。多様な価値観・考え方を尊重しつつ、若い世代の視点に立って、自らの主体的な選択により、結婚したいと望んだ時に実現できるよう、出会いの機会の創出や経済的な支援などを行います。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
結婚新生活支援補助金	少子化対策の一環として、新生活にかかる住居賃貸（取得）費等の一部を補助することで、結婚にかかる経済的負担を軽減する。	子ども政策課
魅力アップセミナー・出会いイベント	少子化対策の一環として、結婚を希望する者を対象に、個人の魅力を高める方法を学ぶセミナー、そこで学んだ内容の実践の場として出会いイベントを開催する。	子ども政策課
プレコンセプションケア（再掲）	若い男女が、将来、妊娠を希望する場合に、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やすことができるよう、出前講座やホームページを通して、プレコンセプションケアの周知啓発を図る。	こども子育てサポートセンター

基本目標3 「安心して生み育てられる」

■施策の方向性

(1) 妊娠・出産に対する支援

こどもの成長やその後の子育てにも影響を及ぼす妊娠・出産期の支援として、「こども子育てサポートセンター」を中心に、専門的な相談体制の充実や、医療機関等との連携による産前・産後の支援サービスの提供を行います。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
思春期保健対策事業（再掲）	思春期の児童生徒や保護者に対して、性に関する正しい知識の習得や適切な行動変容を促すため、関係機関と連携を図り、出前講座の質の維持・向上に努め、教育機関での拡大を図る。	こども子育てサポートセンター
予期しない妊娠への相談支援(妊娠ほっとライン)	保健師等の専門職が、予期しない妊娠などの相談に対して、専用電話やメールでの相談支援を行うことにより、相談者の孤立を防ぐとともに、孤立出産や生後0日死亡等の母子の生命と健康の危機を回避する。	こども子育てサポートセンター
不育症検査費・治療費助成事業	不育症に悩む方を支援するために、検査費用・治療費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。また、企業等の機関に対して、正しい知識の普及や治療を受ける方への理解を促進する。	こども子育てサポートセンター
母子（親子）健康手帳交付時の保健指導の実施	妊娠届出時に妊婦の問題の早期把握や早期支援を行うための面談を行ない、必要に応じて各種事業の紹介や個別支援等を実施していく。	こども子育てサポートセンター
妊婦健康診査事業	安全・安心な妊娠・出産のため妊婦健診を行い、県等と連携しながら、必要時、妊婦健診内容の拡充を図る。	こども子育てサポートセンター
妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て伴走型相談支援事業）	すべての妊産婦等へ様々な機会を捉え伴走型相談支援を行っていく。また、妊婦のための支援給付と一体的に実施することで、安心して出産子育てができる環境作りを目指す。	こども子育てサポートセンター
マタニティ交流会	妊娠期・産後の孤立化を防ぐため妊婦同士の交流会を実施する。また地域の子育て支援施設にて実施することで、産後の利用につながるための機会としていく。	こども子育てサポートセンター
妊娠期・出産後の健康教育・相談	マタニティ教室や出産後の子育て等の相談会を利用することで妊娠期から子育て期までの不安の解消等を図る	こども子育てサポートセンター
新生児及び妊産婦訪問指導事業	保健師等が新生児及び妊産婦の家庭を全戸訪問し、安心して出産・育児ができるよう支援を行なっていく。	こども子育てサポートセンター
新生児聴覚検査	先天性難聴の早期発見、早期支援のため、新生児聴覚検査費用の助成を行い、必要時、適切な機関へつなぐ等、早期支援に努める。	こども子育てサポートセンター

取組名称	取組の内容	担当課
産後ケア事業	産後ケアの情報が適切に産婦に届くよう周知を行うとともに、病院、助産所等の関係機関と連携しながら、利用促進を図る。	こども子育てサポートセンター
産婦健康診査事業	母親の心身の健康状態やこどもの発育状況を確認する産婦健康診査の受診費用を助成し、産後うつ等の早期発見、早期支援に努める。	こども子育てサポートセンター
エンゼル支援訪問事業	産前・産後の間もない時期の育児に関する不安や負担感を緩和し、育児困難家庭の諸問題を解決するため、産前・産後ヘルパーによる育児・家事の援助、育児困難家庭への保育士・保健師による専門的訪問支援を行う。	こども子育てサポートセンター
乳幼児健康診査事業	乳幼児健診（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）の実施及び受診率を維持し、疾病等の早期発見、保護者等の早期支援を行い、必要時、適切な指導や関係機関へつなぎ、幼児の健全な育成を図る。	こども子育てサポートセンター
女性の健康相談	女性が自身の健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、相談会を開催するとともに、利用したい女性に適切に情報が届くよう周知啓発を行う。	こども子育てサポートセンター

(2) 切れ目のない子育て支援サービスの充実

子育て家庭の状況やこどもの成長や発達段階等に応じ、切れ目のない総合的な支援に取り組むとともに、身近なところで相談しやすい体制づくりを推進します。こうした取組を通じて子育て家庭に寄り添い、家庭の子育て力の向上を図ります。また、子育てへの負担軽減の観点から、学童保育や病児保育など様々な保育サービスの充実を図ります。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
病児保育事業	こどもが病気のため家庭での保育が困難な場合に、看護師、保育士がいる病児保育施設で一時的に預かる病児保育について、安定した運営及び利用者の利便性の向上を図る。	子ども政策課
学童保育事業（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供する。また、施設及び支援員の確保の取組を進め、全校区での高学年児童の受入や途中入所ができる体制を整備する。	子ども政策課
一時預かり事業	保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設でこどもを一時的に預かる。	子ども保育課
子育て短期支援事業	保護者の疾病や育児疲れ、出張、冠婚葬祭等により一時的に家庭での養育が困難となった児童等を児童福祉施設や里親宅において一定期間、養育・保護する。	家庭子ども相談課
家事・育児訪問支援事業	子育て家庭等の負担軽減を図るため、家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援する。	こども子育てサポートセンター 家庭子ども相談課
子育て世代包括支援事業	若い世代の希望をかなえ、安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりを促進するため、子育て家庭に寄り添った切れ目のない子育て支援に取り組む。	こども子育てサポートセンター
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、住民に身近な子ども子育て施設の拠点として、子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センター、久留米大学つどいの広場において、子育て中の保護者やこどもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。	こども子育てサポートセンター
ファミリー・サポート・センター事業	地域の多様な子育てニーズに対応するため、乳幼児や小学生の預かり、保育施設等への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人で行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。	こども子育てサポートセンター

取組名称	取組の内容	担当課
離乳食教室	正しい口腔機能や生活習慣を習得するため離乳食教室を実施し、離乳食に関する悩みを早期に軽減、解決できるよう支援する。	こども子育てサポートセンター
小児救急医療事業	久留米広域市町村圏事務組合が設置する久留米広域小児救急センターの運営費等の一部を負担するもの。事業主体である久留米広域市町村圏事務組合と連携し、準夜帯におけるこどもの初期救急医療体制の維持に取り組むとともに、子ども医療電話相談事業（＃8000）などの周知にも努めていく。	総務医薬課
放課後等デイサービス	学校授業終了後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う。 必要なサービス量の把握に努め、適正な資源を確保する。	障害者福祉課
障害児放課後対策事業	障害のある児童生徒を対象に、特別支援学校において放課後等に活動する場を確保し、社会に適応する日常的訓練を行う。	障害者福祉課
ブックスタート事業	赤ちゃんとその保護者を対象に、こどもへの語りかけの大切さを伝え、絵本のプレゼントなどを実施。今後は未参加者への参加証の再送付や配布絵本の選択制等の取り組みを進めるとともに、関係部局と連携しながら参加率の向上に努める。	中央図書館

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

少子化や共働き家庭の増加などの社会環境の変化を踏まえ、幼児教育・保育のニーズに対応したサービスの提供に努めます。また、質の高い幼児教育・保育の取組を進めるとともに、障害の有無に関わらず子ども達が成長できる環境の整備を進めます。

さらには、様々な保護者の就労形態に対応した多様な保育サービスに引き続き取り組みながら、子ども誰でも通園などの新たな保育サービスにも取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
保育環境の改善	保育所や認定こども園の増改築等に対しその経費の一部を助成するなど、保育環境の維持・向上を図る。	子ども保育課
保育人材の確保	保育士等の処遇改善や、保育士・保育所支援センターによる無料職業紹介などに取り組むことで、市内保育施設で勤務する保育士の確保に努める。	子ども保育課
多様なニーズに対応した保育の実施	延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業、子ども誰でも通園制度など、保護者の多様なニーズに応じた保育を実施する。	子ども保育課
障害児保育の推進	保育所等において、障害児等の特別な支援が必要なこどもの受入を推進するとともに、日常的に医療的ケアが必要なこどもの受け入れを行い、福祉の向上を図る。	子ども保育課
保育の質の向上	教育・保育施設の職員を対象に、安全管理、虐待防止や特別支援等についての研修を実施し、職員の専門性を高め、保育の質の向上を図る。	子ども保育課
幼保小連携の推進	就学後の環境の変化に対する戸惑いを軽減し、幼児が幼稚園・保育所等で学んできたものを十分に発揮し、小学生としての更なる成長を果たすことができるよう、幼保から小学校への円滑な移行のあり方を構築していく。	幼児教育研究所
児童発達支援事業	通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。必要なサービス量の把握に努め、適正な資源を確保する。	障害者福祉課

(4) 子育てに関わる経済的負担の軽減

児童手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、教育や保育にかかる費用の無償化や援助、各種貸付制度等により、子育て家庭の経済的な負担の軽減に取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
児童保育所利用料の減免	生活保護受給世帯、就学援助認定世帯など要件を満たす場合に児童保育所の利用料を減額する。	子ども政策課
保育料等負担の軽減	0歳～2歳の保育料について、平均35%の保育料軽減を実施するなど、保護者負担の軽減を継続して実施する。 また、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用者が支払うべき副食の提供に係る費用の一部を給付する。	子ども保育課
児童手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育している保護者に手当を支給する。	家庭子ども相談課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害児は20歳未満）にある児童を養育している保護者に手当を支給する。	家庭子ども相談課
特別児童扶養手当の支給	精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給する。	家庭子ども相談課
妊婦のための支援給付金の支給	妊婦に対し妊娠及び胎児の数に応じて給付金を支給する。	家庭子ども相談課
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業の実施	就労支援や育児負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対し、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成を行う。	こども子育てサポートセンター
未熟児養育医療給付費の助成	入院医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行う。対象者に適切に情報が届くよう医療機関や関係機関等と連携しながら周知を行う。	こども子育てサポートセンター
育成医療給付費の助成	身体に障害を有する児童又は現存する疾患を放置することで将来障害を残すと認められる児童に対し、医療費の一部を助成する。対象者に適切に情報が届くよう医療機関や関係機関等と連携しながら周知を行う。	こども子育てサポートセンター
子ども医療費の助成	中学校3年生までのこどもを養育する保護者に対して、医療費の一部を助成するもの。制度の周知を図るとともに、安定的な運用に努めていく。	医療・年金課
重度障害児（者）医療費の助成	小学生以上の障害児又はその保護者に対して、医療費の一部を助成するもの。制度の周知を図るとともに、安定的な運用に努めていく。	医療・年金課

取組名称	取組の内容	担当課
障害児福祉手当の支給	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の重度の在宅障害児に対し、手当を支給する。	障害者福祉課
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病児童等の医療費の一部を助成する。医療機関と連携し、制度の周知に努めるとともに、制度の安定的な運用に努める。	保健所健康推進課
奨学金の支給	経済的な理由により、高等学校等の修学が困難な生徒に対し久留米市奨学金を給付。入学一時金への重点化や募集定員を増やすとともに、他奨学金との併給を認める見直しを行う。	学校教育課
就学援助	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する。	学校保健課
学校給食支援事業	食材価格が高騰する中、こどもの成長にふさわしい給食を安定的に提供するため、給食費の一部を支援する。	学校保健課

基本目標4 「こどもの健やかな育ちを守る」

■施策の方向性

(1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

ひとり親家庭や障害、慢性疾患のあるこどもがいる家庭、多胎児がいる家庭、外国人の保護者の家庭など、きめ細かな配慮を必要とする家庭に対し、関係機関・団体、地域と連携・協力し支援に取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
障害児保育の推進（再掲）	保育所等において、障害児等の特別な支援が必要なこどもの受入を推進するとともに、日常的に医療的ケアが必要なこどもの受け入れを行い、福祉の向上を図る。	子ども保育課
ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭等の保護者及び寡婦・離婚を考えている方に対し、就業相談や講習会、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを実施し、自立を支援する。	家庭子ども相談課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の保護者が、就職に有利な資格を取得するために6ヶ月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中と修了後に給付金を支給する。	家庭子ども相談課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の保護者が就労に役立つ資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講する場合に、受講修了後に受講費用の一部を支給する。	家庭子ども相談課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の保護者又はその子の、より良い条件での就業や転職を支援するため、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合に、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の一部を助成する。	家庭子ども相談課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の生活の安定と、そのこどもの福祉増進を図るため、12種類の資金を貸し付け、一定期間後に償還してもらう。	家庭子ども相談課
母子生活支援事業	支援が必要な母子等のための住居や一時保護先を確保し、訪問等により自立に向けた支援を行う。	家庭子ども相談課
ひとり親家庭日常生活支援の実施	日常生活を営むのに大きな支障が生じている又は一時的に生活援助が必要なひとり親家庭の生活安定を図るため、家庭生活支援員を派遣し、家事援助を行う。	家庭子ども相談課
多胎育児の産前産後サポート	多胎妊産婦や多胎児育児の保護者に対して、保健師と多胎児育児経験者が共に訪問等の支援を行い、身体的、精神的負担軽減を図るとともに、地域の中で仲間同士の支え合いを推進し、孤立を防ぐ。	こども子育てサポートセンター

取組名称	取組の内容	担当課
外国人の相談支援	外国人の妊婦に対し、必要時外国語版の母子健康手帳の配布や、やさしい日本語での案内、多言語映像通訳機の利用等にて相談支援を行っていく。	こども子育てサポートセンター
子どもの発達に関する相談	専門職による発達の診査、訓練指導を行うことにより、適切な療育に繋げ、こどもが自立して生活を送れるよう支援をする。	こども子育てサポートセンター
子ども発達支援事業	発達に遅れや偏りのある就学前のこどもに対して、その発達特性を専門的な相談により評価し、その評価をもとに相談の継続または一人ひとりに応じた療育と保護者支援を行うとともに、関係機関との連携強化を図る。	幼児教育研究所
ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成するもの。制度の周知を図るとともに、安定的な運用に努めていく。	医療・年金課
障害福祉サービス	日常生活の支援や介助、障害者を介助する家族の負担緩和や軽減のための支援を行い、障害者の地域での自立生活を支えるために必要なサービスの充実を図る。	障害者福祉課
医療的ケア児支援事業	医療的ケアが必要な障害児及びその家族に対して、相談支援体制を構築するとともに、関係機関と連携しながら短期入所や在宅レスパイト事業等を行う。	障害者福祉課
障害児療育支援事業	在宅の障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、圏域の療育機能との重層的な連携を図る。	障害者福祉課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（療養生活支援事業）	日常的に医療的ケアを必要とする在宅の小児慢性特定疾病児童等を一時的に医療機関に入院させることで、介護者であるご家族等に対するレスパイトケアを実施し、療養生活の支援を行う。対象者に適切に情報が届くよう周知に努める。	保健所健康推進課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（相談支援事業等）	小児慢性特定疾病児童等とその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整やピアカウンセリングなどの事業を行う。対象者に適切に情報が届くように周知に努めるとともに、対象者のニーズに応じた自立支援の取組みを実施する。	保健所健康推進課
小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、在宅における日常生活の向上を図る。対象者に適切に情報が届くよう周知に努める。	保健所健康推進課

取組名称	取組の内容	担当課
小児・AYA世代のがん患者の在宅療養の支援	末期がんと診断された小児を含む40歳未満のがん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅介護サービスにかかる利用料の一部を助成することで患者及び家族の負担軽減を図り、在宅の療養生活を支援する。医療機関と連携し、制度の周知を図る。	保健所健康推進課

(2) こどもの貧困対策の推進

生まれ育った環境に関係なく、こども達が社会を生き抜く力を持ち、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、関係機関・団体、地域で連携・協力して、生活や教育、保護者の就労などの支援に取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こども食堂事業（再掲）	食事の提供だけでなく、こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所として実施されるこども食堂に対し、その運営や施設整備に係る費用の補助を行う。様々なこどもが利用できる場所となることを目指し、実施校区の拡大を図る。	子ども政策課
子ども支援ガイドブックの作成・配布	こどもの支援に関する情報を掲載したガイドブックを作成・配布し、こどもの育ちや学び、家庭に関わる支援者が、必要な情報を把握し制度・相談機関へつなぐなど具体的な支援に活用する。	子ども政策課
ひとり親家庭等のこどもの育み支援事業	ひとり親家庭等のこどもの放課後から夜間の居場所となる拠点の設置又は家庭訪問により、学習や生活支援、食事の提供を行う。	家庭子ども相談課
養育費確保支援事業	養育費に関する公正証書等作成費用や養育費保証契約の保証料について補助を行うとともに、養育費の知識と理解を深めるために市民向けのセミナー等を行う。	家庭子ども相談課
こどもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の小学5年生から高校生世代までのこどもを対象に、家庭訪問による「アウトリーチ型」と塾形式による「社会的居場所型」の手法により、学習支援及び生活支援を行う。高校生世代までの継続した支援を行うことによって、将来の経済的・社会的自立を目指し、貧困の連鎖を防止する。	生活支援第2課
住居確保給付金支援事業	一定期間の家賃支援や低廉家賃住宅への転居初期費用を支援することで住居を確保し、生活基盤を整えることで、安心して就職活動ができる環境並びに家庭生活や家庭環境の安定を図る。	生活支援第2課

取組名称	取組の内容	担当課
<p>子どもの文化芸術体験機会創出 (再掲)</p>	<p>こどもの豊かな感性や創造性を育むため、経済的な状況や様々な家庭環境に関わらず、早い時期から、こどもが本物の文化芸術に触れ、創造的体験ができるように、芸術家や地域の文化芸術団体等と連携しながら、機会や場の提供に取り組んでいく。</p>	<p>文化振興課 久留米シティプラザ事業制作課 田主丸総合支所文化スポーツ課 城島総合支所文化スポーツ課</p>
<p>体験活動推進事業 (再掲)</p>	<p>少年の翼、アドベンチャーキャンプ、わくわく遊友体験などの体験活動事業を通じ、団体生活の楽しさや友情の深まりなどを体験する場を創出し、こどもの自主性・協調性・創造性を育む。</p>	<p>生涯学習推進課</p>
<p>青少年学校外活動支援事業(チャレンジ子ども土曜塾)</p>	<p>こどもの土曜日の居場所や受け皿作り、学習意欲や学力の向上、さらに生活体験、社会体験等様々な事業を実施する、校区コミュニティ組織や社会教育団体等が構成する地域の運営委員会への補助金交付、及び職員が助言等により活動支援をする。</p>	<p>生涯学習推進課</p>
<p>スクールソーシャルワーカー活用事業</p>	<p>各関係機関・団体・地域と連携を図り、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境へ働きかけを効果的に行うことができるようスクールソーシャルワーカーの配置を行う。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>スクールカウンセラー活用事業</p>	<p>児童生徒、保護者へのカウンセリングや学校への助言等、児童生徒の様々な困りごとの解決に向けて、各学校にスクールカウンセラーの配置を行う。</p>	<p>学校教育課</p>

(3) 児童虐待の防止

要保護児童対策地域協議会の取組を中心に、地域や関係機関の連携を強化し、支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援を実施していきます。また、子育ての困りごとに関する相談体制の強化などにより児童虐待の予防的な取組を推進します。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこどもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するとともに、広報・啓発活動を通して市民・関係機関の意識の向上を図る。	家庭子ども相談課
支援対象児童等見守り強化事業	民間団体が、児童の居宅を訪問し、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じてこどもの見守り体制の強化を図る。	家庭子ども相談課
赤ちゃんふれあい体験事業	各地域で行われている子育てサロンを中学校への出前サロン形式で実施し、中学生と子育て中の親子、地域の支援者との交流体験を実施する。	家庭子ども相談課
子どもの権利等啓発事業 (再掲)	こどもが権利を学び、自ら相談する力の育成を図ることを目的に、小学校や保育所でこどもワークショップを実施する。また、SOSを受け止める教職員及び保育士並びに保護者等に対して研修を実施することで、こどもの権利意識の向上と児童虐待の未然防止・重篤化防止を図る。	家庭子ども相談課
家事・育児訪問支援事業 (再掲)	子育て家庭等の負担軽減を図るため、家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援する。	こども子育てサポートセンター 家庭子ども相談課
エンゼル支援訪問事業 (再掲)	産前・産後の間もない時期の育児に関する不安や負担感を緩和し、育児困難家庭の諸問題を解決するため、産前・産後ヘルパーによる育児・家事の援助、育児困難家庭への保育士・保健師による専門的訪問支援を行う。	こども子育てサポートセンター

(4) 困りごとを抱えるこどもへの支援

ヤングケアラーなどの悩みや困りごとを抱えるこどもの相談対応において、関係機関・団体、地域と連携・協力し、こども・若者など当事者の声に耳を傾け、当事者の視点に立ち、取り巻く環境改善に向けた支援を行い、解決に向けた取組を推進します。また、関係機関・団体、地域と連携・協力し、非行の未然防止や健全育成のための取組を実施していきます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こどもが相談できる窓口等 (再掲)	こどもの困りごと・悩みへ対応するため、18歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいん」(電話・電子メール)などを設けて、こども自身が利用できる相談先を周知し、相談支援を行う。	こども子育てサポートセンター
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーに対する支援を充実させるため、福祉、医療、教育などの関係機関が連携して、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげる。	こども子育てサポートセンター
非行を生まない社会づくり事業	家庭、地域及び関係団体等が連携し、地域全体でこどもを見守り育てることで、こどもが安全に安心して生活できるまちづくりを推進する。	青少年育成課
若者相談支援事業(再掲)	概ね中学校卒業後から39歳までの悩みや不安を抱える若者に対し、支援機関・団体などと連携して相談支援を行う。若者の居場所づくりと連携し、居場所に集う若者の悩みを相談へ繋げる仕組みづくりに取り組む。	青少年育成課
多機関協働による支援(多機関協働事業)	複合化・複雑化した支援ニーズに対応できるよう、包括的な支援体制の構築を進める。重層的支援会議等を通じて、支援関係機関の連携強化や地域住民、市民活動団体等のインフォーマルな取組みとの協働を促進する。	地域福祉課
子どものSOSの出し方教育 (再掲)	市立中高等学校の児童生徒に対して、自己肯定感を高め、将来にわたり危機に陥った時にSOSが出せるようになるためにSOSの出し方教育を実施する。 市立小中高等学校の教職員に対して、自殺対策の意識を高め、生徒から出されたSOSを受け止め、適切な支援につなげられるようになるためのSOSの出し方教育を実施する。	保健予防課
若者向け研修会	高等学校入学、卒業後の若者に対し、自己肯定感の向上を図り、自殺の危機因子を減らすための対処法を身につけるゲートキーパー研修を実施する。	保健予防課

取組名称	取組の内容	担当課
スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	各関係機関・団体・地域と連携を図り、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境へ働きかけを効果的に行うことができるようスクールソーシャルワーカーの配置を行う。	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業（再掲）	児童生徒、保護者へのカウンセリングや学校への助言等、児童生徒の様々な困りごとの解決に向けて、各学校にスクールカウンセラーの配置を行う。	学校教育課
不登校児童生徒対応事業	学校に行けず悩んでいる児童生徒に寄り添い、児童生徒が自らの進路を主体的に考え、それに応じた支援を行うことにより、社会的自立へ繋げていく。また、令和6年度より低学年の受入を始め、低学年層への支援も行っていく。	学校教育課
小中学校不登校対応総合推進事業	中学校に設置している校内教育支援教室を小学校でも設置することで、教室に入ることできない児童の居場所づくり、学習支援、相談体制に向け、支援の充実に努める。	学校教育課
日本語支援サポート事業	日本語の理解が困難な児童生徒が安心して学校生活を送り、日本語でのコミュニケーション習得や学習をするための支援を行う。	学校教育課

基本目標5 「こども・若者・子育てを支え合う」

■施策の方向性

(1) 地域でこども・若者・子育てを支え合う活動の促進

地域でのこども・若者・子育てを支え合う活動の担い手を育成しながら、活動の促進を図るとともに、地域コミュニティ組織や市民活動団体、事業者など地域の多様な主体と協働した取組を進めます。また、様々な地域資源とこども・若者や子育て家庭をつなぎ、地域とのつながりの中で子育てなどができる環境づくりに取り組めます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
地域での子ども・子育て支援活動の促進	地域で子ども・子育て支援活動に取り組む団体等のネットワーク化を図るとともに、子ども・子育てに関する市の事業との連携を強化し、協働による支え合いの取組を進める。	こども子育てサポートセンター
すくすく子育て21事業	地域における子育て支援機能を充実・強化するために、小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。	こども子育てサポートセンター
市民活動・絆づくり推進事業費補助金	市民の様々な困りごとの解消に取り組む市民活動への財政的な支援を行うことで、市民活動を活性化する。	協働推進課

(2) 地域での交流の場や居場所づくりの推進

こども、若者や子育て中の保護者などが交流できる場の提供や、当事者間の交流・相互扶助を促す取組を推進します。また、地域コミュニティ組織や市民活動団体などとの協働や住民同士の支え合いにより、地域におけるこども・若者や子育て家庭の居場所づくりなどに取り組み、こども・若者や子育て家庭の孤立化を防ぎます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こども食堂事業（再掲）	食事の提供だけでなく、こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所として実施されるこども食堂に対し、その運営や施設整備に係る費用の補助を行う。様々なこどもが利用できる場所となることを目指し、実施校区の拡大を図る。	子ども政策課
こどもの居場所づくり（再掲）	子ども食堂以外にも、子ども達が安全・安心に過ごすことができる居場所が必要であることから、様々な形態・手法による居場所づくりの検討を進める。	子ども政策課
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業（再掲）	ひとり親家庭等のこどもの放課後から夜間の居場所となる拠点の設置又は家庭訪問により、学習や生活支援、食事の提供を行う。	家庭子ども相談課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、住民に身近な子ども子育て施設の拠点として、子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センター、久留米大学つどいの広場において、子育て中の保護者やこどもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。	こども子育てサポートセンター
すくすく子育て21事業（再掲）	地域における子育て支援機能を充実・強化するために、小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。	こども子育てサポートセンター
マタニティ交流会（再掲）	妊娠期・産後の孤立化を防ぐため妊婦同士の交流会を実施する。また地域の子育て支援施設にて実施することで、産後の利用につながるための機会としていく。	こども子育てサポートセンター
若者の居場所づくり（再掲）	居場所づくりコーディネーターを配置し、居場所の実態やニーズ等の把握、運営の担い手の発掘・養成を行うとともに、同じような悩みや困難を抱える若者同士の交流の場づくりや仲間づくりのサポートを行う。	青少年育成課
青少年学校外活動支援事業(チャレンジ子ども土曜塾)（再掲）	こどもの土曜日の居場所や受け皿作り、学習意欲や学力の向上、さらに生活体験、社会体験等様々な事業を実施する、校区コミュニティ組織や社会教育団体等が構成する地域の運営委員会への補助金交付、及び職員が助言等により活動支援をする。	生涯学習推進課

取組名称	取組の内容	担当課
子ども会活動の支援	地域を基盤とした異年齢のこどもが活動する子ども会の振興のため、「久留米市子ども会連合会」に財政支援や活動助言等の支援を行う。	生涯学習推進課

(3) 子育てと仕事の両立の促進

事業主、労働者、市民に対するワーク・ライフ・バランスや子育てと仕事の両立に関する広報・啓発、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所への支援などを通じて、子育てと仕事の両立促進を図ります。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰(雇用優良事業所表彰事業)	子育て中の人などが安心して働けるような、従業員の仕事と家庭の両立支援を積極的に行っている市内事業所等を表彰し、地域の雇用促進・安定に資するとともに、他の事業所のロールモデルとなるよう情報発信を行う。	労政課
しごと相談カフェ事業	相談員が子育て支援拠点等を巡回し、子育て中の人などに就職やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と就労相談を行うことで、再就職や子育てと仕事の両立を支援する。	労政課
ワーク・ライフ・バランス促進事業	働く人の仕事と家庭の両立支援を図るため、セミナーの開催や、両立支援に関する情報提供などを行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業主を支援するとともに、意識啓発を行う。	労政課

(4) 結婚や子育てに関する啓発・情報発信の強化

こども・若者・子育て支援は社会全体で関わる必要があります。情報発信や環境整備などにより、結婚や出産・子育てについての社会全体の理解や支援の気運醸成を図ります。また、結婚や子育てに対する不安軽減のための啓発や、支援が必要な人に届くような情報提供に取り組みます

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための啓発・情報発信	次世代を担う若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかない、結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安の解消となるよう、啓発や情報発信に取り組む。	子ども政策課等
子育て支援啓発	ホームページやSNSの活用などにより、結婚を希望する人や子育て中の人などに必要な情報提供や情報冊子の配布を行うとともに、男女共同参画による子育ての促進などの啓発を行う。	子ども政策課等
赤ちゃんの駅登録事業	授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として、登録を推進するとともに、乳幼児がいる保護者へ情報提供を行い、安心して外出できる環境づくりを進める。	子ども政策課

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 児童人口の推計

幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の前提となる就学前児童・小学生児童の人口について、コーホート変化率法をもとに推計する。

【就学前児童・小学生児童数の推移・推計表】

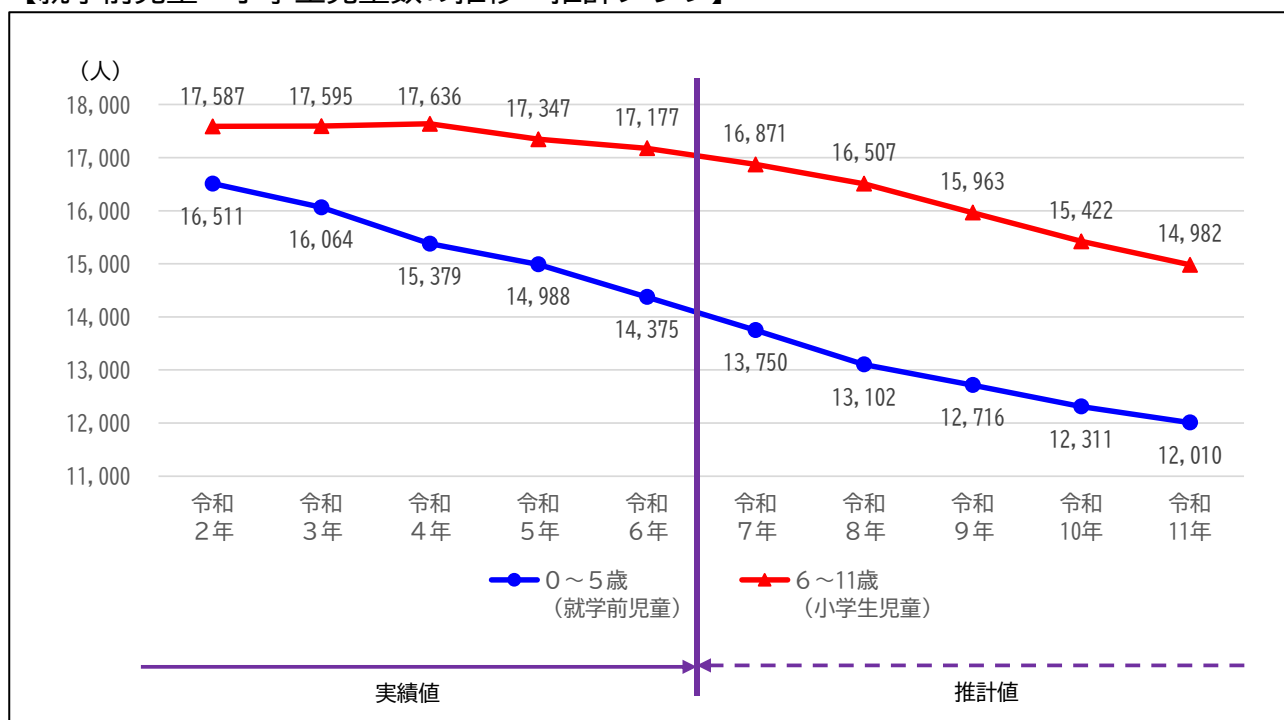
(単位：人)

	実績値					推計値				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0歳	2,579	2,367	2,289	2,242	2,147	1,978	1,954	1,938	1,921	1,907
1歳	2,686	2,661	2,381	2,354	2,245	2,184	2,014	1,990	1,973	1,954
2歳	2,720	2,683	2,626	2,369	2,352	2,238	2,177	2,008	1,984	1,967
3歳	2,689	2,747	2,661	2,631	2,359	2,359	2,244	2,183	2,014	1,990
4歳	2,922	2,686	2,732	2,653	2,634	2,357	2,356	2,241	2,181	2,013
5歳	2,915	2,920	2,690	2,739	2,638	2,634	2,357	2,356	2,238	2,179
0～5歳 (就学前児童)	16,511	16,064	15,379	14,988	14,375	13,750	13,102	12,716	12,311	12,010
6歳	2,963	2,897	2,891	2,684	2,734	2,622	2,621	2,345	2,344	2,227
7歳	2,930	2,999	2,902	2,884	2,678	2,744	2,630	2,629	2,352	2,351
8歳	2,897	2,923	2,988	2,915	2,892	2,680	2,746	2,633	2,633	2,355
9歳	3,018	2,899	2,940	3,006	2,910	2,902	2,690	2,756	2,642	2,642
10歳	2,872	3,014	2,904	2,944	3,007	2,910	2,904	2,690	2,758	2,644
11歳	2,907	2,863	3,011	2,914	2,956	3,013	2,916	2,910	2,693	2,763
6～11歳 (小学生児童)	17,587	17,595	17,636	17,347	17,177	16,871	16,507	15,963	15,422	14,982
児童数合計	34,098	33,659	33,015	32,335	31,552	30,621	29,609	28,679	27,733	26,992

※令和2～6年実績値：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

※令和7～11年推計値：コーホート変化率法などによる推計値

【就学前児童・小学生児童数の推移・推計グラフ】



2 幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 幼児教育・保育提供区域の設定

「市町村子ども・子育て支援事業計画」においては、幼児教育・保育のニーズ量並びに対応策を設定する単位として、「幼児教育・保育提供区域」を設定することとされている。

市内の地理的条件や現在のこどもの幼児教育・保育施設への通園状況等を総合的に勘案し、幼児教育・保育に係る提供区域を設定する。



【各区域の状況】

区域	校区	施設数			
		幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育事業
東部	山本・草野・善導寺・大橋・船越・水縄・田主丸・水分・竹野・川会・柴刈	2	11	1	0
北部	宮ノ陣・弓削・北野・大城・金島	0	5	6	1
中央部	西国分・荘島・日吉・篠山・京町・南薫・鳥飼・長門石・小森野・金丸	3	17	9	3
中央東部	東国分・御井・合川・山川	1	7	4	0
中央南部	上津・高良内・青峰	0	5	3	1
中央西部	南・安武・荒木・大善寺・津福	1	8	7	1
南西部	城島・下田・江上・青木・浮島・西牟田・犬塚・三瀨	0	4	6	0

(2) 幼児教育・保育の認定区分

子ども・子育て支援法では、就学前の幼児教育・保育を受けることを希望する全ての保護者の申請に基づいて、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっている。認定区分は以下の3つ。

【幼児教育・保育の認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性 ^{※1}	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

※1 保育の必要性は保護者の就労や疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定される。本市では保育の必要性に係る保護者の就労時間の下限を1月あたり64時間としている。

(3) 量の見込み（ニーズ量）及び対応策の算定に当たっての考え方

令和2年度以降の実績をもとに、令和7年度以降の量の見込み（ニーズ量）を幼児教育・保育提供区域ごと、認定区分（3号は各年齢）ごとに算出。（毎年度3月時点の数値）

(4) 幼児教育・保育に関する量の見込みと対応策

少子化の影響とこれまでの取り組みにより、本計画期間内には、全ての区域・年齢で量の見込みに対して定員数が上回ると見込んでいる。今後も区域・認定区分毎の児童数の推移や幼児教育・保育の需給状況を考慮のうえ、実績に応じて、適切に定員設定を行うよう促していく。

一方で、保護者の就労状況に関わらず子どもを保育施設等に預けることができる「こども誰でも通園制度」については今後、利用者ニーズの動向を見極め、必要に応じた対応を行っていく。

今後、多様化する保護者の保育ニーズへの対応に加え、国における保育士配置基準の改善等、これまで以上に保育人材の確保が求められる。また、不適切な保育が行われることを防ぐとともに、さらなる保育の質の向上をめざすためにも、引き続き保育士確保に取り組む必要があると考えている。

(ア) 1号認定のこども

【量の見込み（入所者数）】

本計画の期間を通じて全ての区域でニーズ量は減少していくと見込んでいる。1号認定の全体の人数は減少しているが、ほとんどの区域において、預かり保育を利用する園児の割合は増加する見込み。

【対応策（定員数）】

本計画の期間を通じて全ての区域で量の見込み(入所者数)を充足する定員数があると見込んでいる。

(イ) 2・3号認定のこども

【量の見込み（利用申込者数）】

本計画の期間を通じて全ての区域でニーズ量は減少していくと見込んでいる。また、出生数の低下により0歳児の減少が著しくなっている。

【対応策（定員数）】

本計画の最終年度までには全ての区域で量の見込み（利用申込者数）を充足する定員数があると見込んでいる。

【市全体】

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み (A)		1,281	773	4,890	1,085	1,531	1,570
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	3,435		5,447	909	1,473	1,666
		地域型保育事業				12	21	23
		届出保育施設			242	98	136	130
		対応策 計 (B)		3,435	5,689	1,019	1,630	1,819
(B)－(A)		1,381	799	△ 66	99	249		
令和8年度	量の見込み (A)		1,211	742	4,662	1,072	1,430	1,471
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	3,456		5,356	939	1,475	1,672
		地域型保育事業				12	21	23
		届出保育施設			248	100	138	132
		対応策 計 (B)		3,456	5,604	1,051	1,634	1,827
(B)－(A)		1,503	942	△ 21	204	356		
令和9年度	量の見込み (A)		1,170	724	4,589	1,062	1,406	1,378
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	3,456		5,344	943	1,473	1,672
		地域型保育事業				12	21	23
		届出保育施設			248	100	138	132
		対応策 計 (B)		3,456	5,592	1,055	1,632	1,827
(B)－(A)		1,562	1,003	△ 7	226	449		
令和10年度	量の見込み (A)		1,101	693	4,250	1,053	1,385	1,355
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	3,456		5,344	965	1,488	1,687
		地域型保育事業				17	21	23
		届出保育施設			248	100	138	132
		対応策 計 (B)		3,456	5,592	1,082	1,647	1,842
(B)－(A)		1,662	1,342	29	262	487		
令和11年度	量の見込み (A)		1,065	672	4,048	1,030	1,366	1,333
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	3,456		5,344	965	1,488	1,687
		地域型保育事業				17	21	23
		届出保育施設			248	101	141	136
		対応策 計 (B)		3,456	5,592	1,083	1,650	1,846
(B)－(A)		1,719	1,544	53	284	513		

【東部】

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み (A)		56	41	638	106	144	150
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	156		722	92	160	171
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計 (B)	156		740	93	162	174
(B)－(A)		59		102	△ 13	18	24	
令和8年度	量の見込み (A)		51	38	587	104	132	141
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	156		770	107	171	187
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計 (B)	156		788	108	173	190
(B)－(A)		67		201	4	41	49	
令和9年度	量の見込み (A)		46	35	539	102	128	129
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	156		758	101	169	187
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計 (B)	156		776	102	171	190
(B)－(A)		75		237	0	43	61	
令和10年度	量の見込み (A)		42	31	485	101	126	125
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	156		758	101	169	187
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計 (B)	156		776	102	171	190
(B)－(A)		83		291	1	45	65	
令和11年度	量の見込み (A)		40	29	456	96	125	123
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	156		758	101	169	187
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計 (B)	156		776	102	171	190
(B)－(A)		87		320	6	46	67	

【北部】

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み (A)		81	49	464	64	141	166
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	347		538	83	139	180
		地域型保育事業				0	1	4
		届出保育施設			0	0	0	0
	対応策 計 (B)		347		538	83	140	184
(B)－(A)		217		74	19	△ 1	18	
令和8年度	量の見込み (A)		78	48	454	64	125	129
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	346		541	83	140	181
		地域型保育事業				0	1	4
		届出保育施設			0	0	0	0
	対応策 計 (B)		346		541	83	141	185
(B)－(A)		220		87	19	16	56	
令和9年度	量の見込み (A)		74	45	521	63	124	115
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	346		541	83	140	181
		地域型保育事業				0	1	4
		届出保育施設			0	0	0	0
	対応策 計 (B)		346		541	83	141	185
(B)－(A)		227		20	20	17	70	
令和10年度	量の見込み (A)		65	39	375	63	123	114
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	346		541	83	140	181
		地域型保育事業				0	1	4
		届出保育施設			0	0	0	0
	対応策 計 (B)		346		541	83	141	185
(B)－(A)		242		166	20	18	71	
令和11年度	量の見込み (A)		57	35	327	60	122	113
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	346		541	83	140	181
		地域型保育事業				0	1	4
		届出保育施設			0	0	0	0
	対応策 計 (B)		346		541	83	141	185
(B)－(A)		254		214	23	19	72	

【中央部】

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み (A)		457	250	1,396	356	445	450
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	1,182		1,508	279	441	491
		地域型保育事業				11	16	16
		届出保育施設			124	57	80	80
		対応策 計 (B)	1,182		1,632	347	537	587
(B)－(A)		475		236	△ 9	92	137	
令和8年度	量の見込み (A)		429	230	1,313	350	411	441
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	1,185		1,481	287	438	488
		地域型保育事業				11	16	16
		届出保育施設			130	59	82	82
		対応策 計 (B)	1,185		1,611	357	536	586
(B)－(A)		526		298	7	125	145	
令和9年度	量の見込み (A)		419	223	1,283	348	404	406
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	1,185		1,481	287	438	488
		地域型保育事業				11	16	16
		届出保育施設			130	59	82	82
		対応策 計 (B)	1,185		1,611	357	536	586
(B)－(A)		543		328	9	132	180	
令和10年度	量の見込み (A)		399	209	1,221	346	401	400
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	1,185		1,481	287	438	488
		地域型保育事業				11	16	16
		届出保育施設			130	59	82	82
		対応策 計 (B)	1,185		1,611	357	536	586
(B)－(A)		577		390	11	135	186	
令和11年度	量の見込み (A)		384	199	1,174	345	398	397
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	1,185		1,481	287	438	488
		地域型保育事業				11	16	16
		届出保育施設			130	59	82	82
		対応策 計 (B)	1,185		1,611	357	536	586
(B)－(A)		602		437	12	138	189	

【中央東部】

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み(A)		325	55	671	160	225	207
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	686		659	126	208	216
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
		対応策計(B)	686		671	134	216	223
(B)－(A)		306		0	△ 26	△ 9	16	
令和8年度	量の見込み(A)		306	52	633	159	210	204
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	683		611	128	206	212
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
		対応策計(B)	683		623	136	214	219
(B)－(A)		325		△ 10	△ 23	4	15	
令和9年度	量の見込み(A)		295	51	612	159	210	201
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	683		611	130	206	212
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
		対応策計(B)	683		623	138	214	219
(B)－(A)		337		11	△ 21	4	18	
令和10年度	量の見込み(A)		280	48	581	158	209	197
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	683		611	147	221	227
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
		対応策計(B)	683		623	155	229	234
(B)－(A)		355		42	△ 3	20	37	
令和11年度	量の見込み(A)		274	47	568	155	207	194
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	683		611	147	221	227
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
		対応策計(B)	683		623	155	229	234
(B)－(A)		362		55	0	22	40	

【中央南部】

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み(A)		76	35	448	99	151	159
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	182		444	69	128	135
		地域型保育事業				1	2	1
		届出保育施設			8	5	6	6
		対応策計(B)	182		452	75	136	142
(B)－(A)		71		4	△ 24	△ 15	△ 17	
令和8年度	量の見込み(A)		74	34	433	98	138	136
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	182		444	72	128	135
		地域型保育事業				1	2	1
		届出保育施設			8	5	6	6
		対応策計(B)	182		452	78	136	142
(B)－(A)		74		19	△ 20	△ 2	6	
令和9年度	量の見込み(A)		69	32	411	96	137	125
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	182		444	75	128	135
		地域型保育事業				1	2	1
		届出保育施設			8	5	6	6
		対応策計(B)	182		452	81	136	142
(B)－(A)		81		41	△ 15	△ 1	17	
令和10年度	量の見込み(A)		64	29	383	94	135	125
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	182		444	78	128	135
		地域型保育事業				6	2	1
		届出保育施設			8	5	6	6
		対応策計(B)	182		452	89	136	142
(B)－(A)		89		69	△ 5	1	17	
令和11年度	量の見込み(A)		59	27	352	90	134	123
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	182		444	78	128	135
		地域型保育事業				6	2	1
		届出保育施設			8	6	9	10
		対応策計(B)	182		452	90	139	146
(B)－(A)		96		100	0	5	23	

【中央西部】

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み(A)		196	291	815	211	299	294
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	665		1,008	173	240	283
		地域型保育事業				0	2	2
		届出保育施設			24	26	35	26
	対応策計(B)		665	1,032	199	277	311	
(B)－(A)		178	217	△12	△22	17		
令和8年度	量の見込み(A)		188	291	807	210	291	282
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	687		998	172	237	285
		地域型保育事業				0	2	2
		届出保育施設			24	26	35	26
	対応策計(B)		687	1,022	198	274	313	
(B)－(A)		208	215	△12	△17	31		
令和9年度	量の見込み(A)		184	291	799	207	283	271
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	687		998	177	237	285
		地域型保育事業				0	2	2
		届出保育施設			24	26	35	26
	対応策計(B)		687	1,022	203	274	313	
(B)－(A)		212	223	△4	△9	42		
令和10年度	量の見込み(A)		171	291	791	205	274	269
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	687		998	179	237	285
		地域型保育事業				0	2	2
		届出保育施設			24	26	35	26
	対応策計(B)		687	1,022	205	274	313	
(B)－(A)		225	231	0	0	44		
令和11年度	量の見込み(A)		175	291	783	201	266	265
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	687		998	179	237	285
		地域型保育事業				0	2	2
		届出保育施設			24	26	35	26
	対応策計(B)		687	1,022	205	274	313	
(B)－(A)		221	239	4	8	48		

【南西部】

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み(A)		90	52	458	89	126	144
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	217		568	87	157	190
		地域型保育事業	/		/	0	0	0
		届出保育施設			56	1	5	8
	対応策計(B)		217	624	88	162	198	
(B)－(A)		75	166	△1	36	54		
令和8年度	量の見込み(A)		85	49	435	87	123	138
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	217		511	90	155	184
		地域型保育事業	/		/	0	0	0
		届出保育施設			56	1	5	8
	対応策計(B)		217	567	91	160	192	
(B)－(A)		83	132	4	37	54		
令和9年度	量の見込み(A)		83	47	424	87	120	131
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	217		511	90	155	184
		地域型保育事業	/		/	0	0	0
		届出保育施設			56	1	5	8
	対応策計(B)		217	567	91	160	192	
(B)－(A)		87	143	4	40	61		
令和10年度	量の見込み(A)		80	46	414	86	117	125
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	217		511	90	155	184
		地域型保育事業	/		/	0	0	0
		届出保育施設			56	1	5	8
	対応策計(B)		217	567	91	160	192	
(B)－(A)		91	153	5	43	67		
令和11年度	量の見込み(A)		76	44	388	83	114	118
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	217		511	90	155	184
		地域型保育事業	/		/	0	0	0
		届出保育施設			56	1	5	8
	対応策計(B)		217	567	91	160	192	
(B)－(A)		97	179	8	46	74		

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法等に定める地域子ども・子育て支援事業について、各事業のニーズ量の算出及び対応策を設定します。

【本市の地域子ども・子育て支援事業】

	国の事業名	本市の事業名	区域
(1)	利用者支援事業	子育て世代包括支援事業	市内全域
(2)	延長保育事業	延長保育事業	市内全域
(3)	放課後児童健全育成事業	学童保育事業	市内全域
(4)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	子育て短期支援事業	市内全域
(5)	乳児家庭全戸訪問事業	新生児及び妊産婦訪問指導事業	市内全域
(6)	養育支援訪問事業	エンゼル支援訪問事業（専門的訪問支援）	市内全域
(7) -1	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児訪問支援事業	市内全域
(7) -2		エンゼル支援訪問事業（産前産後ヘルパー派遣）	市内全域
(8)	児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	—
(9)	親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	—
(10)	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業、子育て交流プラザ事業、児童センター事業、つどいの広場事業	市内全域
(11)	一時預かり事業（幼稚園型）	一時保育事業（幼稚園型）	市内全域
(12)	一時預かり事業（非幼稚園型）	一時保育事業（非幼稚園型）	市内全域
(13)	病児保育事業	病児保育事業	市内全域
(14)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	市内全域
(15)	妊婦に対する健康診査	妊婦健康診査事業	市内全域
(16)	実費徴取に係る補足給付を行う事業	副食費補足給付事業	市内全域
(17)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—
(18)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会事業	市内全域
(19)	妊婦等包括支援事業	妊婦等包括支援事業	市内全域
(20)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	—
(21)	産後ケア事業	産後ケア事業	市内全域

(1) 子育て世代包括支援事業<利用者支援事業>

【量の見込みの算出方法】

こども子育てサポートセンターの「中央センター（基本型・こども家庭センター型）」を1か所とし量の見込みとする。

【量の見込みと対応策】

基本型・こども家庭センター型

(単位：か所)

	実績 見込み	推計				
	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	1	1	1	1	1	1
対応策	1	1	1	1	1	1

【対応策の内容】

相談対応のワンストップ化や地域子育て支援拠点との連携、人材育成などにより機能充実を図り、中央センターの実施体制の維持に努める。

(2) 延長保育事業

【量の見込みの算出方法】

教育・保育の量の見込みにおける2・3号認定の児童の人口推計に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の実績を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

(単位：人)

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
東部	量の見込み	248	240	223	208	194	186
	対応策	248	240	223	208	194	186
北部	量の見込み	325	290	268	286	234	217
	対応策	325	290	268	286	234	217
中央部	量の見込み	777	762	724	703	681	666
	対応策	777	762	724	703	681	666
中央東部	量の見込み	388	384	368	357	347	342
	対応策	388	384	368	357	347	342
中央南部	量の見込み	284	308	289	277	266	253
	対応策	284	308	289	277	266	253
中央西部	量の見込み	526	529	519	516	507	505
	対応策	526	529	519	516	507	505
南西部	量の見込み	300	291	273	266	262	251
	対応策	300	291	273	266	262	251

【対応策の内容】

実施施設において、量の見込みに対応可能となるよう、保育士の確保を支援し、実施体制を維持に努める。

(3) 学童保育事業<放課後児童健全育成事業>

【量の見込みの算出方法】

6-11歳の人口推計に、直近年度（令和6年度）の学童保育所入所率等を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	低学年	3,972	3,900	3,866	3,665	3,523	3,352
	高学年	279	1,206	1,149	1,138	1,109	1,098
	合計	4,251	5,106	5,015	4,803	4,632	4,450
対応策		3,910	3,892	3,973	4,093	4,213	4,453

【対応策の内容】

教育委員会と連携し、専用施設の整備、学校施設の活用などにより定員拡大を図り、定員超過校区の解消に努める。また、学童保育所支援員の確保にも努め、実施体制の維持を図る。こうした取組により、全校区での高学年受入の早期実現を図る。

(4) 子育て短期支援事業

【量の見込みの算出方法】

0-17歳の人口推計に直近年度（令和4年度～令和5年度）の利用実績の増加率を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

(単位：人日)

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	利用者数	348	358	369	380	391	401
対応策	利用者数	348	358	369	380	391	401

【対応策の内容】

養護が必要な児童の受入が可能となるよう、事業実施施設や関係機関と連携して実施体制を確保する。

(5) 新生児及び妊産婦訪問指導事業<乳幼児家庭全戸訪問事業>

【量の見込みの算出方法】

0歳児の人口推計に訪問実施率を乗じて算出

【量の見込みと対応策】

(単位：人)

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	訪問対象児数	2,147	1,978	1,954	1,938	1,921	1,907
	訪問率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	訪問件数	2,147	1,978	1,954	1,938	1,921	1,907
対応策	訪問件数	2,147	1,978	1,954	1,938	1,921	1,907

【対応策の内容】

今後も、全戸訪問が可能となる実施体制を維持するとともに、出生連絡票提出時等に訪問事業を周知し、訪問の受け入れがよくなるよう努める。また、市外で訪問時期を迎える家庭については、自治体間の連携による対応を行う。

(6) エンゼル支援訪問事業(専門的訪問支援)<養育支援訪問事業>

【量の見込みの算出方法】

0歳児の人口推計に、直近年度(令和2年度~令和5年度)の実績を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

(単位：人回)

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	訪問回数	37	34	34	33	33	33
対応策	訪問回数	37	34	34	33	33	33

【対応策の内容】

対象である家庭が適切な養育を実施できるよう、訪問支援にあたる専門職に対して、適切な支援を行うための研修の実施や訪問するための体制の整備を行う。

(7) - 1 家事・育児訪問支援事業<子育て世帯訪問支援事業>

【量の見込みの算出方法】

0-17歳の人口推計に、直近年度（令和6年度）の実績を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

(単位：件)

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	実施件数	623	822	802	784	764	746
対応策	実施件数	623	822	802	784	764	746

【対応策の内容】

各支援機関や市民への周知を継続し、不安や悩みを抱えている子育て世帯の把握に努めるとともに、利用者と派遣支援員をスムーズにマッチングするために、受託事業者の増加を図る。

また、適切な養育の実施が可能となるよう支援体制を確保するとともに、地区担当相談員が関係課や関係機関と連携し、子どもの養育環境について支援が必要な家庭の把握に努め、適切な働きかけを実施していく。

(7) - 2 エンゼル支援訪問事業（産前産後ヘルパー派遣）
<子育て世帯訪問支援事業>

【量の見込みの算出方法】

0歳児の人口推計に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の実績を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

(単位：人回)

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	利用（実施）回数	1,550	1,428	1,411	1,399	1,387	1,377
対応策	利用（実施）回数	1,550	1,428	1,411	1,399	1,387	1,377

【対応策の内容】

松柏子育て支援センターを拠点に、今後も引き続き支援を提供することが可能となるよう登録ヘルパーの必要数の継続的な確保や、質の向上のための研修を定期的実施し、実施体制を維持する。

(8) 児童育成支援拠点事業

【対応策の内容】

事業実施について検討。

(9) 親子関係形成支援事業

【対応策の内容】

事業実施について検討。

(10) 地域子育て支援センター事業、子育て交流プラザ事業、児童センター事業、つどいの広場事業 <地域子育て支援拠点事業>

【量の見込みの算出方法】

0-2歳児の推計人口に、直近年度（令和5年度）の実績を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

(単位：人/月)

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み		8,977	8,519	8,180	7,901	7,824	7,758
対応策	箇所数	12	12	12	12	12	12
	確保量	8,977	8,519	8,180	7,901	7,824	7,758

【対応策の内容】

今後の量の見込みに対応可能な支援拠点は確保できている。今後も引き続き、支援者や子育てボランティアなどの人材確保に努め、支援を提供することが可能となる実施体制を維持する。

(11) 一時保育事業（幼稚園型）＜一時預かり事業＞

【量の見込みの算出方法】

教育・保育の量の見込みにおける1号認定の児童の人口推計に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の実績を勘案して算出。

【量の見込みと対応策】

（単位：人）

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
東部	量の見込み	6,017	5,778	5,302	4,825	4,349	4,110
	対応策	6,017	5,778	5,302	4,825	4,349	4,110
北部	量の見込み	13,732	12,144	11,770	11,116	9,715	8,594
	対応策	13,732	12,144	11,770	11,116	9,715	8,594
中央部	量の見込み	35,619	30,975	28,872	28,127	26,637	25,542
	対応策	35,619	30,975	28,872	28,127	26,637	25,542
中央東部	量の見込み	18,670	17,262	16,262	15,717	14,900	14,582
	対応策	18,670	17,262	16,262	15,717	14,900	14,582
中央南部	量の見込み	5,317	4,404	4,285	4,007	3,690	3,412
	対応策	5,317	4,404	4,285	4,007	3,690	3,412
中央西部	量の見込み	45,699	34,666	32,744	33,812	32,886	33,171
	対応策	45,699	34,666	32,744	33,812	32,886	33,171
南西部	量の見込み	6,646	8,502	8,023	7,783	7,544	7,184
	対応策	6,646	8,502	8,023	7,783	7,544	7,184

【対応策の内容】

実施施設において、量の見込みに対応可能となるよう、保育士等の確保を支援し、実施体制を維持に努める。

(12) 一時保育事業（幼稚園型を除く）

＜一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）＞

【量の見込みの算出方法】

教育・保育の量の見込みにおける1・2・3号認定以外の児童の人口推計に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の実績を勘案して算出。

【量の見込みと対応策】

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	利用者数	6,780	6,633	6,082	5,871	5,706	5,634
対応策	保育所・認定子ども園・幼稚園における一時保育	5,243	5,243	4,741	4,574	4,425	4,371
	ファミリー・サポート・センターによる一時預かり	318	287	277	268	265	261
	くるるん・児童センター・トワイライトでの一時預かり	1,219	1,103	1,064	1,029	1,016	1,002

【対応策の内容】

実施施設において、量の見込みに対応可能となるよう、保育士の確保を支援し、実施体制の維持に努める。

(13) 病児保育事業

【量の見込みの算出方法】

0-11歳の人口推計に、直近年度（令和5年度）の利用実績等を勘案して、算出。

【量の見込みと対応策】

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	利用人数	5,445	5,255	5,063	4,912	4,742	4,646
対応策	利用人数	14,553	15,423	15,367	15,479	15,423	15,451

【対応策の内容】

病児保育施設の実施体制の維持を支援するとともに、届出された企業主導型保育事業での病児保育の利用促進を図り、感染症の流行時期などの利用の平準化を図る。

(14) ファミリー・サポート・センター事業 <子育て援助活動支援事業（就学児のみ）>

【量の見込みの算出方法】

6-11歳の人口推計に、直近年度（令和5年度）の実績を勘案して算出。

【量の見込みと対応策】

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	活動件数	519	510	499	482	466	453
対応策	活動件数	519	510	499	482	466	453

【対応策の内容】

今後も引き続き、様々な機会を捉えた事業の周知・啓発を行なうことにより、新たな会員の確保に努め、また、会員同士のコミュニケーションを深める取組を行い、実施体制を維持する。

(15) 妊婦健康診査事業<妊婦に対する健康診査>

【量の見込みの算出方法】

0歳児の推計人口に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の0歳児数に対する妊娠届出比率と平均受診回数を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

（単位：人・回）

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	妊娠届出数	2,085	1,921	1,897	1,882	1,865	1,852
	健診回数	25,020	23,052	22,764	22,584	22,380	22,224
対応策	健診回数	25,020	23,052	22,764	22,584	22,380	22,224

【対応策の内容】

今後も引き続き、産科医療機関等と情報交換・連携を行い、厚生労働省が示す健診実施基準に沿った実施体制を確保していくとともに、妊娠届時の専門職による窓口対応等において、妊婦健診の必要性の周知を図る。

(16) 副食費補足給付事業<実費徴取に係る補足給付を行う事業>

【対応策の内容】

施設型給付費の対象外の幼稚園に対し、利用者が支払うべき副食の提供に対する費用の一部を助成する。

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【対応策の内容】

子ども・子育て支援事業について、地域の供給体制等を勘案した上で、多様な事業者の参入や能力活用について検討する。

(18) 要保護児童対策地域協議会事業
 <子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業>

【対応策の内容】

警察署、児童相談所、医師会、市幼稚園協会、市保育協会、民間団体及び久留米市などで構成される「久留米市要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待を受けたこどもをはじめとする支援対象児童等に関する情報交換や具体的な支援内容などについて協議を行っている。

また、虐待に繋がるおそれがある場合や養育困難と思われる場合など、支援が必要な家庭については、ケース検討会議を開き、各機関の関係者が参集して具体的な対応を協議するなどして、育児に対する不安・負担の軽減や児童虐待の未然防止を図っている。

支援対象児童等の早期発見、適切な保護や支援を図るために、今後も、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応できるよう努める。

(19) 妊婦等包括相談支援事業

【量の見込みの算出方法】

0歳児の推計人口に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の0歳児数に対する妊娠届出比率と直近年度（令和5年度）の面談実施合計回数を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

(単位：人・回)

		実績 見込み	推計				
			R 6	R 7	R 8	R 9	R10
量の 見込み	妊娠届出数	2,085	1,921	1,897	1,882	1,865	1,852
	面談実施合計回数	4,379	4,034	3,984	3,952	3,917	3,889
対応策	面談実施合計回数	4,379	4,034	3,984	3,952	3,917	3,889

【対応策の内容】

妊娠届出、妊娠8か月、赤ちゃん訪問時等の面談実施を強化する。

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【対応策の内容】

令和8年度から全国の自治体で実施が必須となることから、提供体制・量の見込みについては、本市の状況を踏まえ、検討する。

(21) 産後ケア事業

【量の見込みの算出方法】

0歳児の推計人口に、令和6年度（見込み）の利用率と直近年度（令和2年度～令和5年度）の平均利用日数を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

（単位：人回）

	実績 見込み	推計				
	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	1,023	957	944	938	928	922
対応策	1,023	957	944	938	928	922

【対応策の内容】

支援を必要とする産婦が事業を利用できるよう、受入体制を確保し、事業を継続していく。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、学識経験者や事業主・労働者の代表者、教育関係者、こどもの保護者、こども・若者・子育て支援者等からなる「久留米市子ども・子育て会議」において毎年度各種施策の進捗状況を審議し、計画推進にあたっての意見や助言をもらい、より実効性のある施策展開を図ります。

2 計画の進捗管理と点検・評価

計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況等を確認しながら、「久留米市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

なお、評価結果については、市のホームページ等で適宜公表するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

資料編

1 こども・若者及び子育てに関する基礎データ

計画策定に使用した各種基礎データを掲載、後日提示

2 各種調査結果の概要

計画策定に使用した各種基礎データを掲載、後日提示

3 こども基本法及びこども大綱

内容は後日提示

4 計画策定の経緯等

- ・ 会議経過
- ・ 子ども・子育て会議条例
- ・ 子ども・子育て会議委員名簿